

新たなビジネスチャンスの獲得



葛飾区SDGsを宣言しませんか

SDGsとは? ~Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標~

先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会をめざす世界共通の目標です。「17のゴール(目標)」と「具体的な169項目のターゲット(達成基準)」を掲げており、2030年までに達成するとしています。



① 多様性に富んだ人材確保

SDGsの取組により企業イメージが向上し、より多様性に富んだ人材確保につながります。

② 社会貢献・信頼獲得

社会の課題に対応することになり、経営リスクの回避とともに社会への貢献や地域での信頼獲得につながります。

③ 持続可能な経営戦略

今後はSDGsへの対応がビジネスにおける取引条件になる可能性が高く、持続可能な経営を行う戦略として活用できます。

④ 新たな事業機会の創出

地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、イノベーションやパートナーシップを生み出します。

SDGsの達成を意識した商品・サービスの例



印刷業の場合

環境に配慮した用紙やインクを使用した製品を提案。採用した事業所・団体もSDGsに貢献できます。



食品製造業の場合

加工が難しい食材を自社技術により商品化。同業他社との差別化に成功し、収益増加につながるとともに、消費者も食べることでSDGsに貢献できます。



小売業の場合

環境に配慮したレジ袋の提供やエコバッグ利用者へのポイントサービスを開始、店舗としてSDGsに貢献しながら、消費者に行動を促すことができます。

届出方法等、詳細は裏面の実施概要をご覧ください。

葛飾区SDGs宣言概要

1 目的

- (1) 区内の事業者等によるSDGs活動を促進すること。
- (2) 優良事例の発掘と横展開を図ること。
- (3) 区内のSDGsの取組状況を測定し、国内外に向けて情報発信すること。

2 宣言できる人

- (1) 区内に所在する本店、支店、営業所、商店等の法人、個人事業主及びこれらで構成する団体であること。
- (2) 暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (3) SDGsの推進に関する取組を現に実施している又は実施する予定があること。

3 宣言後の取扱い

- ① 葛飾区から「SDGs宣言証」が届く。
- ② 葛飾区ホームページ上で公表される。
- ③ 毎年1～2月末に、目標に対する実績と次年度の目標を葛飾区に報告する。
(初回の宣言書届出から3か月に満たない場合を除く。)
- ④ 葛飾区により、取組情報が発信される。

4 届出期間

令和4年7月1日から

5 届出方法

葛飾区ホームページに掲載の所定様式に必要事項を入力の上、オンライン申請、郵送、持参又はファクスで届け出てください。

※所定様式は、以下問い合わせ先でも配布しています。

【問い合わせ先】

葛飾区産業観光部SDGs宣言事業プロジェクトチーム

〒125-0062

葛飾区青戸7-2-1 商工振興課 テクノプラザかつしか内

電話：03-3838-5559・5587

ファクス：03-3838-5551

ホームページ：<https://www.city.katsushika.lg.jp/tourism/1000066/1027574/index.html>

